

2020年5月20日

## ギリシャ入国後の14日間行動制限措置の延長(5月31日(日)まで)

ギリシャ政府は3月以降、新型コロナウイルス感染症対策として、海外からギリシャに入国した際の14日間の自宅やホテルにおける隔離措置を義務づけていますが、運輸省航空局発表によれば、同措置が5月31日23時59分まで延長されたとのことです。

また市民保護省会見によれば、同措置に伴って4月から行われている国際線で到着した旅客全員に対する強制検査とホテルでの強制隔離措置についても、5月31日まで継続実施されるそうです(同措置は、空港で検査を実施後、結果が出るまでの間、指定ホテルに泊まることを義務づけ、検査結果が陰性の場合は2週間の自宅等における自主隔離義務に移行するが、結果が陽性の場合、引き続き同ホテルでの待機を義務づけるものです)。

現在、制限措置が徐々に解除されつつありますが、皆様におかれましては、引き続きマスクの着用、手洗い・うがいの励行等により、感染予防に御留意ください。

在ギリシャ日本国大使館

電話: 210-670-9910,9911

F A X: 210-670-9981

H P: <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール: [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)

